

研究会

歴史の記憶と記録を継承する―史料・歴史的事実・解釈―

東京女子大学教授・『日本外交文書』編纂委員 黒 沢 文 貴

はじめに

本日は令和三年度の外交史料館の研究会ということで、こうして館員の皆様を前にしてお話をさせていただける機会を得ることができました。貴重なお時間をお借りすることができ、大変感謝申し上げます。

本日のお話は、昨年の二〇二〇年一月に出版いたしました拙著『歴史に向きあう―未来につなぐ近現代の歴史』（東京大学出版会）を題材にして、ということになります。本書は本の帯に「新しい歴史研究入門書」と、大胆不敵にも記されている、じつに身の程知らずの本なのですが、私にとっては意外にもそれなりに読んでいただけているようで、おかげさまで昨年重版になりました（目次を本稿末尾に掲載）。

内容は、「あとがき」に書きましたように、「歴史認識問題と歴史学研究入門的な側面とをあえて結びつけて考察しようとしたところに特色がある」ものです。果たしてその試みがどの程度うまくいったのかに関しては、お読みいただいた皆さんのご判断にお任せするしかないのですが、いくつかの書評ではその点について好意的に評価していた

だいておりますので、相応のご理解はいただけたのかなと思っております。

私自身として特にうれしかったのは、大学の授業の教材として本書を使用した際、何人もの学生から「高校時代までの歴史は暗記物でしかなく、なんで人名や年号を覚えなくちゃいけないのか、これまで全く理解できなかった」とか、「いままで歴史に興味がなかった」という意見が多かったのですが、本書を読んで「初めて歴史に興味をもった」「歴史を学ぶ意味がわかった」等の感想が寄せられたことです。

そもそも本書の執筆の目的の一つが、高校生や大学生のような若い方々、そして一般の方々に、主に学校教育を通して学んできた歴史が、どのようにして紡ぎ編まれてきた学術的な成果をもとにしたものなのかを知り、理解していただきたいということでしたので、その意味で、学生の皆さんからの反応には、大変勇気づけられました。

「あとがき」に「歴史とは何か」という古くて新しい問いに、歴史の継承と和解とを軸とする歴史認識問題を窓口にして、その基礎となる歴史学の方法論をあらためて確認しながら、筆者なりに応えてみた

い、というある種の妄想に取り憑かれ、突き動かされた結果誕生したのが、本書である」と書きましたが、その狙い通りに、本書を通してあらためて「歴史を知り、学ぶ意味」に目覚めてくれた何人もの学生がいたことに感謝したいと思っています。

一 学外での経験を活かす

本書の特色は、第二部で「歴史の記憶と記録を継承する」媒体としてのデジタルアーカイブ(アジア歴史資料センター)と歴史博物館(舞鶴引揚記念館)を、さらに第三部で歴史研究の基礎をなす史料そのものの、つまり公文書(外交記録)、私文書(日記)、証言記録(オーラル・ヒストリー)をそれぞれ取りあげているところです。これらはもちろん歴史を紡ぎ編み、また歴史を知り学ぶうえで欠かすことのできないものですので、一般向けの歴史学啓蒙書でも触れられることが多いものだと思います。

ただし、近年のそうした類の書籍では、何人かの専門家がそれぞれの得意分野に即して執筆したものをあわせて一冊の本にすることがほとんどです。本書のように、一人が多くを扱うことはまずなかったかと思います。それはデジタルアーカイブにしても博物館にしても、それぞれに専門家の方たちがおられるわけですから、その方々に論じていただいたほうがより内容に深みのあるものになるからです。ところが本書ではそれを、私一人で書いてしまっているわけです。

私自身は昔から個人の日記などの歴史史料の復刻や編纂を手掛けてきましたし、史料集も出版していますので、そうした類の史料については多少の心得があります。しかし、学芸員ではありませんので、博物館等の方面のことに關しての知見は十分ではありません。その意味で、デジタルアーカイブや博物館についての議論は、その道の専門家からみれば、やはり物足りないものであろうかと思っています。

しかし、そうした点を認識しながらも、一人で扱うことによって統一的な視点から有機的に論じられるという、大きな利点が逆に生まれたのではないかと思っています。本書はあくまでも入門書的なもので、本書を読むことによって、たとえば博物館や証言記録等について興味をもたれた方は、さらに別の本で深く学んでいただければいいのではないかと、いうことです。あくまでも本書は、歴史への関心と呼び起こす媒介物に過ぎないわけで、その意味でまさに入門書なのです。

とはいっても、歴史にかかわるさまざまな側面を一人で扱うのはかなり難しいことです。そうした困難な作業をまがりなりにも可能にしたのは、たとえば今日まで外交史料館の編纂業務にかかわらせていただいています。そうしたことをはじめとする、大学外での経験です。アジア歴史資料センターでは、その発足当初から英訳作業の検証に参加させていただきましたし、石井米雄初代センター長とはオーストラリアや東南アジア各国への出張にお供をさせていただき、いろいろと学ばせていただきました。



黒沢 文貴 教授

なお、そうしたデジタルアーカイブ関係では、総務省が提供している太平洋戦争中の空襲被害関連の「一般戦災ホームページ」の構築にも携わりました。これは空襲等による被害（一般戦災と呼んでいます）を受けた日本全国の自治体から提供された慰霊・追悼施設や追悼式等の情報を総務省が集約したサイトで、それを通じて広く国民に空襲被害等の戦災の事実を知っていただき、戦災に関する記憶を風化させないようにするための取り組みです。

また、かつて勤務していた宮内庁書陵部では、『昭和天皇実録』の編纂のために、たとえば日本各地の行幸啓ゆかりの地に実際に出向いて調査を行ったり、関係者へのヒヤリング、今いうところのオーラル・ヒストリーも経験したりしました。

さらに舞鶴引揚記念館のユネスコ世界記憶遺産の登録申請をめぐっては、記憶の継承などをめぐる博物館の在り方、戦争の記憶を旧敵国との間でどのように共有できるのか、また今日どのように生かせるのか等の現場体験を味わうことができました。

そのほかにも中央省庁や地方自治体の審議会や委員会への参加を通じたさまざまな経験も、現代社会と歴史および歴史学との関係を考えるうえで有益なものでした。

こうしたさまざまな大学外での経験が、本書の執筆を可能にするベースに

なったのだと思います。

二 歴史認識問題―国際比較から見えてきたもの

つぎに本書執筆の動機もしくは背景について、お話しさせていただきますと思います。まず本書のテーマの一つである歴史認識問題については、二〇一一年に刊行した『歴史と和解』（東京大学出版会）が大きく関係しています。この本は、外交史料館にも大変なじみの深い日英関係史の大家であられるロンドン大学のイアン・ニッシュ教授と私とで共同編集させていただきました本です。総勢二〇名余りの方々に論考をお寄せいただきました。和解の成功例と評される日英和解を大きな柱にした点、和解の国際比較を試みた点、そのうえで東アジアにおける和解の模索を取りあげた点などに特色があるかと思います。

歴史認識や和解をテーマにした場合、われわれ日本人にとっては日中・日韓関係を軸に論じることが多いわけですが、その問題を日英和解の経験やヨーロッパにおける戦争と植民地支配をめぐる事例、たとえばドイツ・フランスやドイツ・ポーランドの歴史対話と共通歴史教科書作成の問題、和解をめぐる日韓とフランス・アルジェリア関係の比較、日韓とイギリス・アイルランド関係の比較などから考察しようとする試みがなされたところに、この本の存在意義があるかと思います。

ところで、戦後五〇年にあたる一九九五年度に、当時の村山富市内

閣は、歴史問題の解決に向けて「平和友好交流計画」(二〇ヶ年計画)をスタートさせました。過去の歴史を直視するための歴史研究支援事業と、アジア近隣諸国との各界各層における対話と相互理解を促進する交流事業とを二本柱とするものでした。先日、創設二〇周年の記念シンポジウムを開催したアジア歴史資料センターは、一九九四年の村山首相談話に端を発したのですが、そのアクション・プログラムである「平和友好交流計画」の対象事業の一つでもありました。

そのように歴史問題に終止符を打ち、各国との和解を促進しようとする当時の日本政府の取り組みや、和解を望む民間における研究者・有識者・活動家たちの動きを背景として、歴史問題に関する議論と研究も深まりと広がりを見せました。日中・日韓の歴史問題をめぐる議論や歴史的事実の解明も同様の進展をみせたわけです。しかし、それらが現実の政治や運動、そして補償を求める裁判などとも絡まってくることによって、むしろ問題の争点をより先鋭化させ、かえってある種の議論の行きづまり感をもたらすようにはなったのではないかと、二〇〇〇年代における日中・日韓の歴史問題の推移を、少なくとも私はそうのように感じておりました。

そうしたなか、戦後六〇年の二〇〇五年に、ロンドンの帝国戦争博物館分館チャール博物館内の戦時内閣執務室でおこなわれた「敵から友へ」と題する日英シンポジウムに参加する機会を得た私は、そのシンポジウムを通して、日英間の歴史問題解決への取り組みなど、他国が抱えるさまざまな歴史問題を検討することによって、つまり国際

比較の視点を導入することによって、日中・日韓の歴史問題をより広い文脈で考察することができるようにはなっていないかと感じるようになったわけです。

さらにそうしたい思いは、二〇〇九年六月にロンドンの大和日英基金の大和ジャパンハウスで開かれた研究セミナー「記憶・研究・和解」への参加で強まることになりました。このセミナーは、今ご紹介させていただきました二〇〇五年のシンポジウムの成果を収めた論文集が出版されたことを記念して開かれたのですが、その席上、イアン・ニッシュ教授は、「歴史は政治や外交に利用され、メディアによりセンセーショナル化されるが、歴史家が政治に奉仕したり、メディアの関心を引くために研究することがあつてはならない。むしろ歴史家は、歴史の政治化やセンセーショナル化、断片化に対抗しなければならぬ。しかし歴史家も独善的にならず、いかに和解に貢献できるかを考えなければならぬ」と発言されました。教授がそうした類のお話をされたことに正直驚きましたが、ご発言そのものは、和解の問題に取り組む歴史研究者の立ち位置と役割とをきわめて的確に表現されたものといえます。

そうしたニッシュ先生のお考えに触発された学術的な成果が、『歴史と和解』ということになります。私自身にとっては、これらイギリスにおけるシンポジウムや研究セミナー、そして『歴史と和解』の編集などの一連の過程が、近代日本の戦争と植民地支配をめぐる諸問題をいかに「歴史化」し、それを礎石としてどのようにしたら「和解」

に達することができののかを考える大きなきっかけとなりました。歴史認識問題に向きあう際の、「歴史」を「歴史化」する、そしてそのためには、そもそも「歴史とは何か」ということをしっかりと確認する必要があります、という視点につながるようになったわけです。

以上が、歴史認識や和解というテーマと私との、いわばなれそめです。

三 歴史をみる眼を養う

ただし、本書執筆の動機もしくは背景は、もちろんそれだけではありません。歴史研究者も時代の子ですから、自らが生きている時代のさまざまな局面の影響を受けています。なかでも意識的または無意識的に大きな影響を受けたのが、ポスト・トゥルースやフェイク・ニュースの問題でした。イギリスのEU離脱を問う国民投票の結果やアメリカ大統領選挙でのトランプ候補の勝利など、大手メディア等の事前の予想を大きく覆す出来事が相次いだ二〇一六年に、これらの言葉が頻出するようになったかと思えます。客観的な事実より、虚偽であったとしても自分に都合のいい情報を容認する風潮、事実を軽視する社会の在り方が強まってきたことは、客観的な歴史的事実を明らかにすることを生業とする者にとってはとてもショッキングであり、困惑するものでした。

さらにこの点を歴史学的な文脈におきかえてみますと、歴史修正主

義との関係で論じることができるかと思えます。歴史修正主義とは、平凡社編『世界大百科事典』によれば「客観的な歴史学の成果によって確定した事実を全体として無視し、自分のイデオロギーで過去の出来事を都合よく解釈したり、誇張や捏造された〈事実〉を歴史として主張する立場」のことです。もちろん、「新しく発見された史料に基づく解釈や、既存の知識を再解釈することにより、歴史を叙述し直すことは歴史学研究が行う当然の努力」ですので、そうした学術的営為にこの概念が使われることはありません。

そこで日本における歴史修正主義の流れを史学史的に振り返ってみますと、それは冷戦終結にともなって新たな段階に入ったと思われる。日本の有様を評価する一方、日本近代の負の側面にさして眼を向けない歴史観の流れが、あらためて強まってきたからです。それはまた、戦後五〇年を間近に控えた時期でもありましたので、そうした時の流れも加わって、東アジア諸国との関係を中心とする歴史認識問題が急速に浮上してきました。靖国神社問題に加えて、いわゆる従軍慰安婦、強制連行、重慶爆撃、そして捕虜虐待等、さまざまな問題が提起されました。

このように一九九〇年代から二〇〇〇年代に入った頃の歴史学という学知は、東アジアを舞台とする歴史認識問題や新たな歴史修正主義の台頭にさらされることになったわけです。本書を東アジア近代史学会の会誌である『東アジア近代史』で書評してくださった大江洋代さんのご指摘を援用させていただきますと、例年、歴史学界の前年の主

な研究業績を紹介する『史学雑誌』の「回顧と展望」の「日本史―近現代総説」においても、二〇一一年には「素人による内容的に大変問題のある日本近代史に関する著作が大きな反響を呼んだ(中略)、これらの書物がそれなりの支持を得ているということは、社会における日本近現代史認識の形成という観点から看過できない事態」という認識が示されており、その後の「回顧と展望」でも「歴史学の存在意義」(二〇一二年)、「現代社会に理解される形で叙述する必要」(二〇一三年)という、歴史学を取り巻く環境の変化に対する憂慮が連続して表明されていたのです。

すなわち歴史学の成果が伝わっていない、歴史学にもとづかない偏った解釈の耳障りのいい歴史が力をもち始めたことへの危機感が、歴史研究者の間で広まっていたわけです。そこで近年、「歴史学のもの考え方」そのものを広く一般に伝えようとする書籍、たとえば東京大学教養学部歴史学部会編『東大連続講義 歴史学の思考法』(岩波書店、二〇二〇年)や翻訳ではありますが、リン・ハント(長谷川貴彦訳)『なぜ歴史を学ぶのか』(岩波書店、二〇一九年)などが刊行されています。また歴史研究の成果が社会にどれだけ伝わっているのかという問いに「楽しむ・学ぶ・伝える・観る」という視点から応えようとする、歴史学研究会編『歴史を社会に活かす』(東京大学出版会、二〇一七年)も、先に述べた危機感を内包するものといえましょう。

これらの本はいずれも、「歴史とは何か」を国民のみなさんにしっかり伝えていくことが歴史修正主義に対抗しうる、そして歴史修正主

義に惑わされることのない歴史をみる眼を養うことにつながるのだという思いを示しているといえます。その意味で本書は、こうした一般の人々に向けて歴史学の存在意義を問い直していくという、近年の歴史学界の潮流の延長線上に位置づけることができます。

そのなかで本書だけの特徴といえるのは、第一に、歴史認識問題の解決、つまり和解の道筋を示すことと歴史研究入門書の双方の役割を担っているところにあります。前作の『歴史と和解』では和解の事例を数多く紹介しましたが、本書では、歴史学そのものの在り方に焦点をあてることを通して、いかにしたら人々が和解に参画できるようになるのかを論じています。

また、かつて戦った者同士が、さらに植民地支配をした国(国民)と支配された国(国民)との両者が和解に近づくためには、少なくともある程度の「歴史の共有」が望まれますが、もちろん歴史認識をめぐる対立は、国家間だけでなく国内においてもみられることです。そこで本書では、国内および国外における歴史の共有に向けての営みを、歴史解釈、歴史的事実、歴史史料の三つの側面に即して考察しており、その点が第二の特徴といえるでしょう。なおこれらの三側面は、「歴史とは何か」の諸側面でもあり、本書の第一部から第三部の構成は、それらの諸側面に対応しています。その中で、ここでは時間も限られていますので、特に重要と思われることを、いくつかお話しさせていただきます。

四 事実と歴史的事実の違い

まず第一は、「はじめに」の部分で特に触れておりますけれども、「事実」と「歴史的事実」とは違うのだという点です。本来過去にあった事実というのは無数にあるわけですが、歴史的事実というのはあくまでも限定的なもので、そうした無数の事実の中から歴史研究者たちによって後に選び取られて残ってきたものだということです。たとえば、明治時代にもさまざまな人たちがいて、いろいろな事実があったはずですが、でも、それらの事実が今日、全部残っているわけではありません。端的に言えば、歴史研究者が歴史的にみて非常に意味がある、重要であるとしたものが、歴史的事実として我々が知りうる過去の歴史になっているということです。

しかし、何が意味のある事実なのかということは、そもそも人によっても違うし、時代によっても変わってくるものです。ですから歴史的事実というのは、時を経ることによってどんどん増えていく可能性があります。ありますが、少なくとも単なる過去の事実と歴史的事実とは違うのだということ、まず認識する必要があります。

では、歴史的事実とは何かというときに、重要になってくるのは、その事実には必ずエビデンス、つまりそのものになるなんらかの史料があるということです。史料があり、それをさまざまな視点から検討することを通して、多くの人が記憶し、後世に伝えていく意味があると考えるところこそ歴史的事実になるわけです。その意味で、史料がな

ければ歴史的事実は存在しないということになります。

ただし、そういった解釈、これが歴史的に意味があり大事だという目利きの力を養うためには、やはり専門的なトレーニングが必要です。それによって、それなりの知識が求められることになります。それゆえ史料の目利きの役割を真つ先に担うのは、どうしても歴史研究者になってきます。そこで次に問題になるのが、歴史研究者の主観という問題です。

人の主観というのは、いろいろな要因によって形成されますけれども、その歴史研究者の生まれ育った国とか地域とか社会とか、さらには家庭環境や教育環境、そして時代状況などのさまざまな影響を意識的にあるいは無意識的に受けているわけでありまして、個人の主観的認識は、そういったものの反映だということになります。ですから、同じ出来事でもみる人によっては当然違ってみえるわけです。その人の認識構造に影響を及ぼしている背景が違うわけですから。それゆえ事実認識や歴史解釈が異なるということは、歴史においてはある意味で当たり前のことだということです。

さらに、新しい史料が発掘、発見されるということも当然あります。そうすると、今までこうだと思っていた歴史的事実がちよつと違うのではないかということが、当然起こってきます。近現代史ではさまざまな史料がいまだに続々と出てまいりますので、そこは古代史などとは異なるところです。また、今まで知られていなかった史料等にもとづいて、新しい歴史的事実が明らかになることによって、歴史の全体

像が変わってくる、歴史の見方が変わってくるということも当然起こってくるわけです。

そういう意味で、歴史そのものはけっして固定的なものではありません。可変的なものだし、多様なものだし、開放的なものだということです。開放的というのは、同じ国のほかの人の研究成果を取り入れていくということも意味するし、国境を越えて外国の方の研究成果を受け入れる、そういうことも含めて開放的だということです。歴史的事実というのは、一人がこうだと言ったからといって、すぐに認められるわけではもちろんありません。誰かが言い出したことが同業の歴史研究者たちに広く認められることによって、歴史的事実になり、やがて通説が形成されるということになるわけです。そういう意味でも、歴史は可変的で、かつ開放的なものであるといえます。

ですから、高校までの授業で歴史を習ってきますと、歴史というのはどうも固定的なものとして捉えられがちになる。そこで「歴史の理解にはこれしかない」と思って大学の歴史学科に入ってきたと驚くわけです。大学で歴史の講義を受けると、「あれ、ちょっと違うな」、「歴史というのはこういうものではなかったのか」と、戸惑いや常識が覆るところがあるのですが、それがむしろ当たり前なのです。

しかし高校まではどうしても、こうした歴史の見方がある、それとは違う見方もあるという話をしますと、生徒にはなかなか理解し難いことになります。これもある、あれもあるという授業をしますと、多くの生徒は混乱しがちになります。ですから歴史の通説的な理解を

ベースにしている歴史教科書に沿いながらまずは教え、試験の出題もその範囲を基本とすることになるわけです。そうして教えられたある種の定型のかつ基礎的な歴史理解を得ているからこそ、異なる歴史の姿に接すると衝撃を受けるのだともいえましょう。実際はそこから歴史理解のバリエーションがあることに気づくという話になってくるのだらうと思うのです。

ただ、歴史に触れるということについていえば、一般の方は高校の授業までで終わることが多いかと思います。たとえば大学の史学科、法学部の政治学科や政治史専攻に進学すれば違うと思いますけれども、そうでなければ、一般教育が何かで歴史関係の科目を取ることによって歴史に触れる程度で、大学生になったらほとんどの方が歴史を教わる機会はなくなります。自分でそういう本でも読まないかぎりには、歴史に触れる機会はないわけです。ですから一般の方々の歴史に対する知識やイメージは、おおむね高校までの歴史の知識やイメージでとどまっているのではないかと思います。歴史の姿というものはかなり固定化されていて、高校までに教わってきた歴史像や理解が歴史の常識という感じなのだと思うのです。

だからこそ、「通説とは異なる新発見」などという触れ込みのテレビの歴史番組があると、興味をもってみる人が多いのだと思いますが、歴史研究の進展によって通説も変わっていきますので、そうした歴史の可変性や多面性を知っている人ならば、通説と違う歴史的事実や歴史の見方が出てきたとしても、特に驚くことではないわけです。それ

は違うに決まっているのです。しかし、大方の人はそのようには思わない。ですから、そもそも歴史とはどういうものか、歴史そのものに対する理解の仕方、歴史的事実をどのように捉えたいのかなどについて、ぜひとも皆さんに知っていただきたいのです。そうしたことを「はじめに」のところでは、そもそも論的に述べているわけです。それが一つ目の重要な点です。

五 歴史認識の背景にある知的文脈を知る

次に、第一部で特に強調したのは、そもそも我々の昭和戦前期、あるいは日本近代に対するイメージや認識は、どのようにして生まれてきたのかということです。自らの歴史認識をあらためて振り返ってみよう、どうして自分は昭和戦前期の歴史をそのように理解してきたのか、日本近代に対する歴史理解を形成してきたのか、そうした自らの認識の故事来歴、つまり背景にある知的文脈を探ってみよう、再検討してみようというのが、第一部の第一章と第二章になります。

これも、自分で意識的にそういうことを考えてみないと、なかなか気づきにくい部分です。人はたいていの場合、自分の考えが常識的だとか、正しいとか考えていることが多いかと思えます。ですから当たり前と思っている認識を自ら疑うということはあまりないわけですが、実はそれが、特に歴史認識においては一番危ないわけですから、いわば自らのものの見方、歴史認識を疑ってみるということなのです。

そもそも事実関係を疑うとかその解釈を疑うということは、歴史的なものの方の重要な側面だろうと思うのですが、我々自身の歴史認識の背景、なぜそのように考えるようになったのかというこの知的文脈を明らかにする。つまり、自分自身の今の認識がどのようにつくられてきたのかを知ることが重要なのではないかと思います。ある種の時代の制約、歴史の制約の中において形成されてきた歴史認識を我々はもち、継承してきているわけでありまして、それ自体が抱える問題性が当然のことながら存在することを、まずは自覚的に認識する必要がありますのではないかと思います。ここでは述べています。

この点をさらにいえば、異なる歴史認識を唱えている国内外の他者に対しても、そうした他者はどうしてそのような歴史認識をもっているのか、そうした認識が生み出されてくる背景にはどのような知的文脈があるのかを知る必要があるということです。認識の違いは違いとして残るとしても、少なくともなぜ他者がそのような認識をもつにいたったのか、もっているのかという、相手の知的文脈を知り理解することが必要でもあるということです。もちろん理解が同意を意味するわけでは必ずしもありません。

一般論としていえば、普通、他者と意見を交わすときには、いろいろな意見が出たとしても、その際には、まずは相手の意見を聞く、頭からそれは駄目だということではなくて、それを理解しようとするわけです。その意見がよければ自分の考えにも取り入れるし、それを踏まえてさらに自分の意見を高めていくということもあるわけです。そ

れが、コミュニケーションが取れるということだと思うのですけれども、奇妙なことに、歴史問題に関してはそれがいいわけです。相手の歴史認識が間違っている、自分が正しい、そこからスタートして、なかなかコミュニケーションが成り立たないということが問題になるわけです。

そうしたすれ違いを生み出す大本には、政治やナショナリズムの問題があるのだろーと思いますが、本来ならば、異なる意見をもつ者同士の対話は、自分が正しい、相手が間違っているとして繰り返して主張することによってコミュニケーションを遮断するのではなくて、まずは相手の意見を聞くことから始め、さらには相手がなぜそういう意見を言うのか、その背景を知ることが第一歩であるという点に思いをいたすべきでしょう。歴史問題の場合には、特に意識的にそれを考える必要があるのだろーと思うのです。相手の認識の背景にある知的文脈を知ることが歴史を共有する第一歩であるというのが、本書が主張するきわめて重要な点です。

その手立てとして一番重要になってくるのが、歴史の基になる史料の共有であり、一個人としての歴史研究者相互の交流と対話です。異なる歴史認識の共存を認めながら、歴史認識の対立の背景にあるそれぞれの知的文脈の違いを理解し、それを共有する。それがまず歴史問題をめぐる和解の第一歩ではないか。歴史認識に関わるトゲを抜いていく第一歩ではないかと思うのです。

違いを理解することは、相手の主張を認めるということには必ずし

もありません。違いを理解することを、相手の主張を認めたと考える方々がしばしばいらっしやるので困ってしまうのですけれども、そこは切り離さないといいけないことだろーと思います。違いを違いとして認めたいうで、先に進もうということです。

六 歴史の記憶と記録を継承するための媒体

第二部では、歴史の記憶と記録を継承する媒体について述べています。ここでは歴史の共有を担う場として、一つにはデジタルアーカイブ、それからもう一つとして歴史博物館を取り上げています。

この話の文脈にデジタルアーカイブを位置づけた場合、ここでは特に言語の問題を取り上げてみたいと思います。できるだけ多くの国、相手国に日本の国の歴史のことを知ってもらいたい、理解してもらいたいということになれば、日本語で書かれた公文書等の史料を、どのようにしたら外国人にも理解し得るように発信できるのかということですが、常に考えなければいけない課題になるのだろーと思います。

しかし、これは言うは易く行うは難し、翻訳にはお金もかかりますし、学術的な問題も孕みますので困難なことなのですが、日本語を理解できる外国の人だけがわかればいいのだというスタンスでは不十分だろーと思うのです。デジタルアーカイブはどなたでも見られるわけですから、日本語がわからない普通の外国人が見て、少なくとも史料内容のさわりぐらいいはわかっていただけるのが望ましい。とにかく日

本の歴史に興味をもっていただくといいことが非常に重要なことであって、そのための取っかかりを作っておくことが必要なのではないかと思うのです。その取っかかりをどのようにするのかというのも、また工夫ということになると思うのですが、その意味で、この章で取り上げたアジア歴史資料センターは非常にいろいろな工夫をなされているのではないかと考えております。

次に歴史博物館については、展示の仕方の問題や、説明（キャプション）の問題があると考えています。これは最後にまた触れたいと思います。

第三部は、外交記録、日記、オーラル・ヒストリーといった、史料そのものの問題を取り上げています。ここで強調したいのは、公文書管理の問題です。公文書については最近、改ざんなどその取扱いが大きな問題となったことは御承知のことかと思えます。現在の公的記録、公文書は、未来の歴史家にとつての歴史研究の史料となります。今の記録をきちんと残して置かないということになると、将来において現在の歴史は書けないか、執筆できたとしてもきわめて不十分なものになってしまうことになります。

また外交記録などの場合、たとえば二国間交渉の記録が日本側には残っていないが、外国には存在するというになると、下手をする、外国側の記録を通して自分の国の歴史を描くことにもなりかねない恐れがでてきます。しかし外国側の記録（公文書のみならず私文書も含めて）は当然のことながら外国の人が作成した、交渉相手国の立

場に立って作られた文書です。日本側からみれば、ある種の偏りや誤解、思わぬ認識の違いが当然含まれている可能性があります。ですから、日本側の記録がなければ、より正確な交渉の姿を再現することはできませんので、日本にとっては受け入れがたい、おかしな歴史が流布していくということにもなりかねません。それは、できるだけ正確な歴史的事実を描くという歴史研究のあり方からも外れますし、大げさにいえば、国益を損なう歴史を後世に残すということにもなります。

ここでは外交記録の例がわかりやすいかと思ひ取り上げましたが、歴史研究の観点からも、公文書の取扱い、つまりその作成・保管・保存・管理・利用・公開等がきちんとなされているのかどうかは、非常に影響の大きい重要な問題です。また関連して述べれば、現行の国が定めた公文書の定義では、その範囲があまりに限定的であるために、政策決定過程を十分に明らかにすることが難しいということも指摘しておきたいと思ひます。

もう一つ、記録の保存という点では、デジタル化の問題もあります。今日ではいわゆるポーンデジタル、最初からデジタルで公文書を作成するという段階に入りましたので、それをどのようにして残していくのが、公文書管理の問題として重要になってきます。二〇一八年に、デジタル作成の公文書の残し方、管理や保存、バックアップ、そういった仕組みが検討されつつある中で、一部省庁の公用メールが自動削除されているとの説明が政府からなされ、話題になったことがあります。二〇一九年の公文書管理委員会で自動削除機能は今後採用しない

との基本方針が定められましたが、こうした電子メールも含めて公文書をどのように残していくのかについては、今後も注意していく必要があります。

なお、第六章でも触れていますが、こうした公的記録の公開について、外務省は戦前の一九三六年から『日本外交文書』（戦前は『大日本外交文書』）の編纂・公刊をおこなっており、他の省庁に比べて早くから取り組んできたと思います。これは非常に重要なことで、第一次世界大戦後から始まった欧米各国における外交記録の公開の影響だけでなく、外交は国民の支持を得られなければ有効に機能しないのだという理解にもとづくものであった点に注目したいと思います。戦後においても、一九七一年四月に外交史料館は開館していますが、これは同年七月の国立公文書館の開館に先立つものでした。また一九七六年には、三〇年公開原則にもとづく外交記録公開制度も始めています。情報公開法の施行が二〇〇一年四月のことですので、外交記録の公開は早くから進んでいたことになります。

このように外務省には、公的記録の公開に比較的早くから取り組んできた歴史があるわけですが、それを可能にした背景には、外交文書の管理・分類・編纂・保存を、外務省創設時からきわめて熱心におこなってきたという組織文化があったことも見逃せないことです。「書類整備ノ完否ハ結局、外交ノ勝敗ヲ決スルモノナリ」とは、石井菊次郎元外相の発言として有名ですが、まさに外交文書の取り扱いを重要視する外務省の組織文化を体現する言葉であったといえます。

いずれにせよ、各省府および外交史料館や国立公文書館等の諸機関において、過去の公的記録という国民共有の財産をきちんと保存し、公開することによってどういう意味があるのか、それを理解していれば、当然現在の公的記録をどのように作成して、どう残していくのかという問題にもつながります。過去の記録は歴史研究の史料だが、現在の記録はそうではないという話ではなく、現在の記録は将来、未来における歴史史料になるわけですから、そうした視点から公文書の作成・保存管理・公開の問題を捉えていただく必要があるということです。

最後に、「おわりにかえて」のところで述べておりますのは、ここで取り上げてきた歴史の記憶と記録をどのように次世代、あるいはさらにその先の世代に伝えていくかということです。たとえば太平洋戦争でもそうですが、世代が変われば当然「非体験」、つまり体験していない世代になっていきます。これは継承の問題にとつてきわめて重要な問題です。

たとえば、「歴史に触れる場」である博物館などの取り組みでは、そうした点を踏まえた見せ方の工夫の必要があります。既に触れましたように、歴史的事実や歴史解釈は研究状況により常に変わる可能性、可変性があるわけですから、その時代の最新の学術的成果にもとづいたキャプションが当然のことながら求められます。そして、戦争や植民地支配を扱った展示の場合、加害・被害といった問題などいろいろと難しい問題が出てきますけれども、偏りなく見せると考えるならば、そこにさまざまな解釈があり得るということを、たとえばキャプション

ンに並列して書くなどの、そういう見せ方もありえるのだろうと思います。

それから、こうした展示を「非体験」世代が見たときに、あつと感じる心の動き、琴線に触れるものがないと、たんに通りすがったというだけの話になってしまう。全ての人間に等しく訴えるというのは、なかなか難しいのかもしれませんが、それでも、できるだけ多くの人に訴えかけることができるような、感じてもらえるような展示の仕方が求められるのだろうと思います。

また、説明だけでなく、展示される史料も、オリジナルの史料を見ることが自体に非常に感動することも当然あるわけです。史料保存の問題はありますが、史料館に来て実際の記録を見るとデジタル化されたものを見るのでは、デジタルでは分からない発見が当然あるわけです。その時、ただ見せています、見てくださいだけでは、おそらく見学者は何も感じないで通り過ぎていく。もちろんスタッフの方や音声ガイドによって解説をしていただくということも一つの工夫というか、重要なことだと思います。そのあたりは学芸員をはじめとする博物館・展示館等に携わられている方々のお知恵を拝借させていただきたいところです。

いずれにせよ、見学者にいかんを感じてもらえるかという視点がないと、歴史の継承も難しくなるという側面があるのではないか。こうした歴史を伝える媒体は、もちろんさまざまな形で存在します。博物館もそうですし、デジタル化された史料もそうだし、ネットを利用する

やり方もあるだろうし、また歴史小説や歴史ドラマなども最初の取っかかりとしてはいいのかもしれない。そういった多様な媒体のどこかで琴線に触れる心の動きがあればいいということです。歴史に興味をもっている人だけでなく、あまり歴史に関心がなく、知識もそれほどでもない人々にも感じていただけるような見せ方の工夫が求められるということです。これも、言うは易く行うは難し、ですが。

結局のところ、歴史を知り、忘れず、そして継承するということは、人の心や思いに関係してくる側面がありますので、人の心にどのような訴えをすることができるとかという、理性だけでなく、感性の面についても考えることが必要なんだろうと思います。しかしもちろんそれは、過度にならずに慎重にということではあります。

時間をだいぶ超過して、最後は取り止めもないようなことになりましたが、以上のようなところで、お話を終わらせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

質疑応答

神山晃令（『日本外交文書』編集委員） 歴史の専門書というより啓蒙書として優れた読みやすい本だと、本当にありがたいと思いました。

お話を聞いていて、歴史を専門としている人間でさえも、それぞれの歴史観というものがあって、客観性を追求しながらもまとめていくということをお聞きして、小生のような歴史学以外の学問を専攻していた人間が外交史料館で『日本外交文書』の編集に携わるとい

うこともありえるのかなと安堵いたしました。

黒沢 過分なお言葉をいただきましてありがとうございます。歴史というのとは、さまざまな人が好んで、いろいろな書物を読まれたりすると思うのです。ただ、事実は多面的なもので難しい。だからこそ、やはり留意すべき点は偏りがある、わかりやすい歴史関係の本や言説には注意した方がいいということです。歴史をみる眼、歴史研究の作法を知ってさえいただければ、専門家でない方でも参入できる分野だと思います。

和田潔（外交史料館長） 歴史家から見ると、歴史に必然はあるのでしょうか。例えば、日本が先の戦争に負けたのは歴史的な必然だったのだ、みたいな話がある。あるいはそうではなくて、無数にある事実、その中で歴史的事実をつないでいってストーリーにすると必然のように見える。つまり、歴史的必然というものはなくて、全ては偶然の産物が積み重なって歴史になっているものとお考えでしょうか。

黒沢 歴史をある種必然的なもの、構造的なものと思える考え方はもちろんあります。たとえば、マルクス主義的な歴史学です。他方では、歴史をさまざまな選択肢の中から選び取った結果として理解する、そうした選択の積み重ねとして歴史をみる。それゆえ、いくつかの選択肢があったにもかかわらず、なぜある選択肢が選ばれ、別の選択肢が選ばれなかったのか、そうした点を明らかにすることが歴史研究の方法としては重要だとする見方もあります。これは必然論からみれば、偶然論ということになります。日本の研究者にお

いては現在のところ、後者の立場の方が多いと思います。

ただ、歴史から教訓を得るために学ぶとすると、我々は歴史の結果を知っていますから、現在の眼で過去を合理的に説明しがちになりますので、そうするとある種の必然みたいな描き方は出てくる可能性があると思います。

西内和彦（外交史料館副館長） 西アフリカ勤務時代のことですが、例えば、トーゴでは、先ず国民的和解を図ることが大統領の重要課題でした。トーゴは人口八〇〇万人余りの小国ですが、約四〇もの部族からなる共和国で、各部族にはきちんとした文字もなく、また、信賴に足る文書史料もない、更に、国家共有の国民語であるフランス語を満足に話せる国民も決して多いわけではない。このような中で、国民的和解を図るとの大統領の課題は本当に難しいものであると言いますが、黒沢先生のお話を伺い、今更のよう感じた次第です。

黒沢 新たに誕生した国家がまさに「国民」を創出していく、そのためのアイデンティティの構築ということかと思えます。その際、新たな神話を作り出す、国家の物語、国民の物語を共有することが重要な要素になります。ご指摘のように、文字をもたない人々もいます。しかし、言葉はあります。その部族の歴史が言葉で伝えられているならば、それを他者が文字化することによって、部族の歴史や神話が可視化できることになる。そうした各部族がもつ自らについての語りを取捨選択して一つの神話、国家の歴史、国民の歴史を作

り上げていくことができれば、部族間の和解が成立して「国民」の誕生につながるができる。歴史は国家によって創られるという面もあります。そしてそれを、学校教育を通して国民に浸透させることができれば、和解に近づけることも可能だと思います。

新見幸彦（『日本外交文書』編纂委員） 先生の本で印象的だったのが、あとがきで書かれている江戸時代の儒学者荻生徂徠の「クルワ（廓）」を出るという思惟方法でして、大変感銘を受けました。自己は「クルワ」という環境や生活習慣などに深く制約され、人はその枠内から容易に脱けられない。「クルワ」のなかにいる限り自らの価値観や知見をとおしてしか「クルワ」の外のものとは認識されず、自らの主観によってねじ曲げられてしまう。したがって自己の「クルワ」を抜け出して、自らを外の対象物に投げ出して、その価値を見ていくことが必要であると。それこそ、和解の問題、共有の問題において必要とされる知的営為であり、実践化する必要があると述べられており、腑に落ちました。先生は「クルワ」から出ていくことを実践されて、学外の組織でいろいろ体験して学ばれたことを一冊の本にまとめられたのだと拝察いたしました。こうした勇氣、気持ち、モチベーションの持ち方を先生はどのように考えられてこれたのか、またそのことを先生は学生にどのように実践するよう教えてらっしゃるのでしょうか。

黒沢 学生にはいろいろなものを見なさいとか、多様な視点を持ちなさいとか、常識を疑いなさいとか言うわけですが、自分が今まで関

心を持つていないものに関心を持つてもらうためには、それなりの知的刺激がないと関心が向かないので、授業などでは、私から知識を与えるだけでなく、疑問をなげかける、また学生が言うことに對して、あえて反対のことを主張してみることで、自ら学んでいくための知的な刺激を与えているつもりです。ただ私自身は「クルワ」を出るという思惟方法を実践しているというよりは、お誘いをいただければ基本的には断らない、せっかくの機会だからやってみようという、多分に性格的なものが作用しているのかもしれませんが。

富塚一彦（『日本外交文書』編纂室長） 歴史は固定的なものではなく、オープンドアで書き替えが可能なのだと考えると、歴史の評価というか、事件が起きたときから歴史となるまでに、時間の経過はどの程度必要でしょうか。我々は『日本外交文書』という史料集を作っていて、来年度には沖縄返還関係文書の刊行を計画しています。編纂対象がだんだんと現在に近づいてくることになるわけですが、事実が起きた時期と編纂を行う時期の間にどの程度の時間が必要なのか、言い換えれば、事実が歴史的事実になっていくのに果たしてどれくらいの時間の経過が必要なのか、お考えをうかがえますか。

黒沢 時間的要素は歴史を考える際のきわめて重要な点です。歴史になる、客觀的事実がはつきりするためには、対象との時間的な距離が必要です。かつては五〇年位といわれていましたので、一概には言えませんが、現時点では、およそ三〇年位の経過が必要ではないかと考えています。外交記録も原則三〇年で公開されていますが、

それ位の時間が経つことによって重要な史料が発掘されたり、関係者に気兼ねなく記述したりすることができるようになるかと思えます。『日本外交文書』の編纂も戦後に入っています。現用文書もあり時間的な線引きが難しい面はあると思います。

熱田見子（『日本外交文書』編纂室課長補佐）歴史和解に関する質問ですが、例えばお互いに史料を出し合って、二国間でお互いの差異を認めあったものの、その時点で当事者にとっては歴史化されていない問題であった場合、そこから先に進めないような案件もあるかと思えます。そこからさらに時間を置けば先に進めるとか、相手側の文脈がより理解しやすくなるとか、時間が経つことによって解決し得るということも和解のプロセスの中ではあり得るとお考えでしょうか。

黒沢 私はそう考えています。あまり焦ってもしようがないし、和解の問題については気長にやるしかないと思うのです。そういう機運が出てくれば、お互いがその気になれば進む問題ですけれども、その気にならないければ進まないのです。ただし、相手の気が向いてくれるようにするための努力は必要かと思えます。

小高京子（公開準備班班長）中国の歴史研究者は、政府の立場で歴史を研究することに満足しているのでしょうか。例えば、公的な会議の場から離れ、個人的な話し合いの席等になった場合、建前とは異なる本音の話をしてきたりするのでしょうか。多くの中国の研究者と交流されている先生からみてどのように感じられますか。ま

た、中国政府は若者への愛国教育に力を入れています。このことは今後の日中関係にどのような影響を及ぼすとお考えでしょうか。

黒沢 二つとも非常に重要な点だと思います。まず一つ目のご質問ですが、中国の研究者は個人では歴史問題について比較的フランクに発言をしますが、やはり公的な場では政府見解を踏まえた発言にならないを得ません。私の経験からいっても、公のレベルと私的なレベルでは違うのだらうと思います。二つ目の愛国教育については、ご存じのように、中国建国における中国共産党の正統性の中に抗日戦の問題があるわけですから、自ずと愛国がすなわち抗日とか反日という日本との関わりになってくる近現代史になるわけで、その影響は大きいと思います。歴史博物館における日本の扱われ方も、抗日の歴史を表象している点では変わりません。愛国教育は中国共産党の正統性を強化すれども、日中の歴史認識の共有においては良い影響とはなり得ないでしょうね。

河野康子（『日本外交文書』編纂委員）今日のお話で触れられていたヒントといえますか、冷戦終結後の歴史認識という問題について、ヨーロッパの事例が参考になるかをお聞きたいと思えます。独仏関係など、欧州における歴史認識はどのように変わったのでしょうか。

黒沢 ドイツとフランスでは第二次世界大戦以前から歴史教育の対話があり、戦後の一九五〇年代に再開され、冷戦後の二〇〇〇年代に共通の歴史教科書が作成されました。それは両国の歴史対話の画期

的な成果ですが、両国首脳の信頼関係も大きな要素でした。ただし学校現場での使用状況は期待されたほどではないようです。叙述に独仏中心の偏りがあるとの批判も一部にはあります。また二〇一六年には、ドイツとポーランドの共同歴史教科書の第一巻が刊行されました。冷戦終結後にヨーロッパ統合が加速し、各国政府が総じて国境を越えた協力を促しており、歴史問題を政治化させないというスタンスが強いという印象です。

和田 在ストラスブール総領事館に勤務していたため、独仏和解という、両国の間で歴史的に係争地となった、アルザス・ロレーヌの歴史認識問題を思い出します。アルザスの人が見た歴史はバリの人が見ている歴史とは全然違います。第一次世界大戦でフランス領となり、第二次世界大戦ではドイツに編入され、親戚同士が両国に分断されて殺し合ったりした人たちは和解と言われて、血のにじむような苦しみを味わったそうです。

独仏両国を見ても、戦後、ドイツはナチスに対する反省から、学校教育でいかにナチスが間違っていたか徹底的に教育する一方で、パリを中心とするフランス人たちは全くそうした歴史は知らず、アメリカ人がノルマンディーに上陸してやってきて、パリを解放してくれてよかったというのが一般的な歴史認識になっており、その認識には大きな隔たりがありました。独仏が和解できたのは、やはりミッテラン大統領、コール首相（両名とも当時）といった政治的キーパーソンの存在をなくして語れないのではないかという印象を

持っています。

黒沢 両国首脳の信頼関係というのは、和解にとってはまさに重要な要素です。アルザス・ロレーヌはご指摘の通り、独仏関係に翻弄された地域です。その地に第二次世界大戦期に重きを置くアルザス・モーゼル記念館が開設されたのが二〇〇五年です。地域のあまりにも複雑な歴史ゆえに、展示されるべき過去の記憶についての地域における完全なコンセンサスがあったわけではないようですが、博物館としては視覚的演出を全面的に利用し、見学者が過去を体験するような工夫がなされています。なお一九九二年に第一次世界大戦の激戦地であったフランスのソンムに開設されたペロンヌ大戦歴史博物館は国際研究センターをもち、展示と研究を連携させようとしており、大戦一〇〇周年を迎えた展示では、大戦によりヨーロッパ社会全体が持続的に残忍化したことを強調して、二〇世紀の悲劇的側面を浮かび上がらせています。ナシヨナリズムにとられない、国境を越えたヨーロッパ社会の歴史を描こうとする展示も、歴史の記憶を伝える方法として参考になるところがあるかなと思います。

（令和三年一月一九日、於外交史料館会議室）

【参考】

総務省「一般戦災ホームページ」 URL:https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/dajinkanbou/sensai/about/index.html

黒沢文貴『歴史に向きあう―未来につなぐ近現代の歴史』東京大学出版会、二〇二〇年

目次

はじめに

第一部 歴史を歴史にする―対立の火種から和解の糧へ

第一章 昭和戦前期の歴史にどのように向きあってきたのか

―「戦争の構造」と「歴史の構造」をめぐって

第二章 再び昭和戦前期の「戦争の構造」を考える

第三章 歴史と和解―「歴史」の「政治化」から「歴史」の

「歴史化」へ

第二部 歴史の記憶と記録を継承する―国内外における歴史の共有に

向けて

第四章 デジタル・アーカイブがすすめる歴史史料の共有―

アジア歴史資料センターの設立と役割

第五章 歴史を知り、学ぶ場としての歴史博物館―舞鶴引揚

記念館とユネスコ世界記憶遺産

第三部 歴史を記録し史料とする―公文書、私文書、証言記録

第六章 歴史史料としての公文書―占領期までの外交記録の

残り方

第七章 歴史史料としての日記

第八章 文書史料とは異なる歴史史料―オーラル・ヒスト

リーとしてのGHQ歴史課陳述録

補章 歴史を紡ぎ編む

おわりにかえて―歴史と時間